

消防予第 205 号
昭和 62 年 12 月 4 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

既存の社会福祉施設等において、屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造し設置する場合等における留意事項について(通知)

消防法施行令の一部を改正する政令(昭和 62 年政令第 343 号)により、新たに消防用設備等の設置義務が生じることとなる既存の社会福祉施設等に係る特例基準については、「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 188 号)及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和 62 年 10 月 27 日付け消防予第 189 号)により通知したところであるが、今般、同通知中に示している、既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合の方法等に係る留意事項を下記のとおり定めたので、その運用について格段の配慮をされるとともに管下市町村にもこの旨示達の上よろしく御指導願いたい。

記

1 既存の屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造する場合における留意事項について

今回の消防法令の改正により、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた防火対象物において、既設の屋内消火栓設備の一部を改造することにより、スプリンクラー設備(湿式のものに限る。以下同じ。)とする場合にあつては、消防法施行令(以下「令」という。)第 12 条第 2 項及び消防法施行規則(以下「規則」という。)第 14 条に規定する技術上の基準に適合するように改造することが必要であるが、その改造に当たつては、次に掲げる事項に留意して行うことが必要であること。

なお、改造する場合の代表的な例については、別添に示すとおりであること。

- (1) 改造を行う既設の屋内消火栓設備は、令第 11 条第 3 項に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に適合しているものであること。
- (2) 改造を行う既設の屋内消火栓設備の水源水量及び加圧送水装置にポンプを用いる場合の吐出能力は、令第 12 条第 2 項第 4 号及び規則第 14 条第 1 項第 11 号ハ(イ)の規定にかかわらず、次によることができるものであること。

なお、既存の水源又はポンプが次に掲げる能力を有していない場合にあつては、改造する際に合せて、当該水源及びポンプを改修、交換等してもよいものであること。

ア 水源の水量は、次に掲げる量以上の量であること。

(ア) 床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のもの

$$1.6\text{m}^3 \times 3\text{個} = 4.8\text{m}^3$$

(イ) 床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のもの

$$1.6\text{m}^3 \times 5\text{個} = 8.0\text{m}^3$$

イ ポンプの吐出量は、次に掲げる量以上の量であること。

(ア) 床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のもの

$$90/\text{min} \times 3\text{個} = 270/\text{min}$$

(イ) 床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のもの

$$90/\text{min} \times 5\text{個} = 450/\text{min}$$

- (3) 令第 12 条第 2 項第 5 号及び規則第 14 条第 6 項第 1 号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドの同時使用時の性能については、床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のものにあつては 3 個、床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のものにあつては 5 個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が 1kgf/cm²以上で、かつ、放水量が 80/min 以上の性能としてもよいこと。
- (4) 高架水槽の落差、圧力水槽の圧力又はポンプ全揚程については、改造後におけるスプリンクラーヘッドの放水圧力を満足できるものであること。
- (5) 自動警報装置については、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定に準じて設けること。
この場合における発信部については、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、3 階層以下で、かつ、床面積の合計が 3,000 m²以下となる部分ごとに、流水検知装置又は圧力検知装置を設けることで足りること。また、発信部に設ける表示装置についても、当該部分ごとにスプリンクラーヘッドが開放したことが有効に表示されるもので足りること。
- (6) スプリンクラーヘッドの配管は、既設の屋内消火栓の開閉弁の一次側の配管、立上り管等から分岐すること。この場合において、スプリンクラーヘッドの配管を複数の立上り管から分岐させるなど、所定の放水圧力が得られるよう配管すること。
- (7) 屋内消火栓設備を改造して、スプリンクラー設備とする場合において、既設の屋内消火栓は、撤去しなくてもよいものであること。
この場合において、当該屋内消火栓は、スプリンクラー設備における補助散水栓として位置付けられることから、ポンプを放水操作等と連動して起動することができるように措置するとともに、ノズルには容易に開閉できる装置を設けることが望ましいこと。
なお、既設の屋内消火栓を撤去する場合にあつては、スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分について、補助散水栓を設けるなどの措置が必要であること。この場合における補助散水栓の基準は、規則第 14 条第 7 項の規定によること。

2 新たにスプリンクラー設備を設置する場合における留意事項について

新たにスプリンクラー設備を設置する場合にあつては、令第 12 条第 2 項及び規則第 14 条に規定する技術上の基準に適合するように設置することが必要であるが、その設置に当たっては、次によることができるものであること。

- (1) 水源の水量及び加圧送水装置にポンプを用いる場合の吐出能力は、令第 12 条第 2 項第 4 号及び規則第 14 条第 1 項第 11 号ハ(イ)の規定にかかわらず、次によることができるものであること。
ア 水源の水量は、次に掲げる量以上の量であること。

(ア) 床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のもの

$$1.6\text{m}^3 \times 3\text{個} = 4.8\text{m}^3$$

(イ) 床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のもの

$$1.6\text{m}^3 \times 5\text{個} = 8.0\text{m}^3$$

イ ポンプの吐出量は、次に掲げる量以上の量であること。

(ア) 床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のもの

$$90\text{/min} \times 3\text{個} = 270\text{/min}$$

(イ) 床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のもの

$$90\text{/min} \times 5\text{個} = 450\text{/min}$$

(2) 令第 12 条第 2 項第 5 号及び規則第 14 条第 6 項第 1 号の規定にかかわらず、スプリンクラーヘッドの同時使用時の性能については、床面積の合計が 1,000 m²以上 3,000 m²未満のものにあつては 3 個、床面積の合計が 3,000 m²以上 6,000 m²未満のものにあつては 5 個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が 1 kgf/cm²以上で、かつ、放水量が 80 /min 以上の性能としてもよいこと。